

審査員・判定員・認定事務局員資格基準及び監視手順

(目的)

第1条 本規程の目的は、公益社団法人日本水産資源保護協会(以下「本会」という)の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づいて行う審査員の資格基準及び監視手順を明らかにし、審査員・判定員・認定事務局員を任命しその者が継続して必要な力量を有し、中立・独立・公正な審査を実施することにある。

(審査員・判定員・認定事務局員)

第2条 本会は、審査員、判定員及び認定事務局員を置く。

(会長の責務)

第3条 会長は、審査員、判定員及び認定事務局員の任命及び契約についての責務を負う。

2 会長は、審査員、判定員及び認定事務局員について業績の査定を行うものとする。

3 会長は、審査員、判定員及び認定事務局員について以下の情報を最新の状態に維持するものとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 組織における所属及び地位
- (3) 学歴及び専門的資格
- (4) 登録分野における経験及び教育訓練
- (5) 直近の記録更新日付
- (6) 関係業績の査定
- (7) 力量の評価

(審査員、判定員及び認定事務局員の要件)

第4条 審査員、判定員及び認定事務局員は以下の要件を満たしていなければならない。若しくは、会長がこれと同等と認める資格、知識及び経験を有していなければならない。

(1) 5時間以上の研修として、以下の講義課程を修了していること。

ア JAS制度全般に関する科目(1時間以上)

イ 生産情報公表養殖魚の日本農林規格に関する科目(2時間以上)

ウ 養殖魚に関する生産工程の管理に関する科目(2時間以上)

(2) 審査員・判定員は漁業・養殖業の実務又は漁業・養殖業にかかわる指導、調査検査若しくは研究に4年以上の経験を有する者、さらに、現地で審査を行う現地審査員については本会会長が実施する試験に合格し、魚類防疫士の認定を受けている者、或いは、これと同等の力量を有する者と会長が認める者とする。

(審査員、判定員及び認定事務局員の技能)

第5条 審査員、判定員は次の知識又は技能を有するものとする。認定事務局員の有すべき知識又は技能は(2)～(5)とする。

(1) 審査の原則、実務及び技術に関する知識

- (2) JAS法令、特定のJAS企画や認定の技術的基準等に関する知識
- (3) 登録認定機関のプロセス(認定業務の実施方法)に関する知識
- (4) 申請者の事業分野に関する知識
- (5) 申請者の製品、プロセス(製造や生産方法)及び組織に関する知識
- (6) 報告書等を作成する技能
- (7) プレゼンテーションの技能
- (8) 面談の技能
- (9) 審査のマネジメントの技能

(審査員、判定員及び認定事務局員の技能の実証)

第6条 会長は、審査員、判定員及び認定事務局員の技能を、面談、模擬審査等の実施により評価する。

(審査員、判定員及び認定事務局員の活動の監視) 第7条 会長は、審査員、判定員及び認定事務局員の活動を、調査結果報告書のレビューや実地調査への立ち合い等により監視する。監視は概ね1年毎に実施する。

(倫理) 第8条 認定に関する業務を行う者は、心が広く分別があり、健全な判断力、分析力、粘り強さをもっていること、現実的に状況を把握し、広い視野から複雑な業務を理解していること、また組織全体における個々の部署の役割を理解する能力をもっていることが望ましい。

特に上記の特質を以下の事項において発揮できることが望ましい。

- (1) 客観的証拠を公平に評価する。
- (2) 不公平なく、審査の目的に対して忠実である。
- (3) 審査判定のプロセスを十分尊重し、それに注力する。
- (4) 証拠に基づかない変更を迫られても、得られた結論を変えない。

(委任及び契約)

第9条 会長は、外部要員の任命に際して、審査員・判定員・認定事務局員に対し、別に様式を定める契約書(外部員用)に署名することを求めるものとする。

(免責)

第10条 本会は、実地調査において発生した事故についてその責を負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、認定に関する業務を行う者に関して必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1. この規程は、平成21年3月26日より施行する

(附則)

1. この規程は、平成24年3月21日より施行する

(附則)

1. この規程は、平成 年 月 日より施行する